

平成28年度国家公務員テレワーク実績等の結果概要

0

1. 平成28年度の国家公務員のテレワーク実績（本省分）は、前年と比べ、**実施者数で1,592人から、4,460人に増加**。実施日数の人日ベースでも、**6,841人日から17,775人日へ増加**。（職員総数は約5万人。うちテレワーク実施が認められている人数は約4万人）
2. **職員総数に占める実施割合は3.3%から8.6%**（テレワーク実施可能職員に対する割合では10.8%。）へ増加。
3. 目的別では、テレワーク推進月間（11月）やワークライフバランス月間（7月、8月）における**集中的な実施や、育児が多い**。
4. 場所別では、**自宅が殆ど**であるが、サテライトオフィスを利用している事例等もある。
5. 時間別では **1日単位での取得が殆ど**であるが、半日や時間単位の事例もある。
6. 期間別では、**1週間以内が最も多い**。なお、1ヵ月以内、半年以内、通年とした事例もある。
7. 頻度別では、**年数回程度が多い**が、月数回や週数回の事例もある。
8. テレワークを実施した職員の主な業務については、調査項目とした事項（国会業務、予算・税制業務、法令制定業務、調査・統計業務）への該当は少なく、その他とした回答が最も多い。

＜参考：「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）（抄）＞

同計画の項目4.柔軟な働き方がしやすい環境整備 ⑦雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援（その2）の中に、以下のとおり国家公務員に関して記載。

■国家公務員について、2020年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い、②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（1）

府省庁等 名	平成27年度 実績(本省)			平成28年度目標	平成28年度 実績(本省)				未達理由 (－は28年度目標を達成)
	人日	人	職員数		人日	人	職員数	テレワーク 実施可能 職員数	
内閣官房	145	52	1,077	テレワーク実施前年度(145人日)比増を目指す。	486	40	1,125	勤務経験1年未満を除く全職員	－
内閣法制局	3	3	82	5人日	4	4	85	29	テレワークの対象となる職員の多くが、各種の業務を兼務しており、これらの業務に関して、各種会議への出席、局外・局内における調整事務等の在庁勤務が必要となる業務が多かったことから、目標数に至らなかった。
人事院	56	11	480	前年度実施を超える人日数(27年度:56人日(実績値))を目標とする。	61	20	484	90	－
内閣府	592	36	1,454	現行制度・システムの範囲内で、利用しやすくするために、手続等における改善を行うことにより、利用者の拡大を図る。	481	64	1,451	1451	－
宮内庁	6	3	742	3人×5日	16	4	742	736	－
公正取引委員会	38	36	629	40人(40人日)の実施	223	21	651	609	－

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（2）

府省庁等 名	平成27年度 実績（本省）			平成28年度目標	平成28年度 実績（本省）				未達理由 （一は28年度目標を達成）
	人日	人	職員 数		人日	人	職員数	テレワーク実 施可能 職員数	
警察庁	0	0	3,399	平成28年4月1日から試行実施 するに当たって、10～15人程度 の試行を目指す。	32	9	3,395	（未達理由 欄に記載）	利用可能端末の制限等の事情もあり、利 便性が低かったため。 * 警察庁長官及び次長を除く警察庁内部部局に勤務する常勤 職員で次に該当する者 1 育児又は介護のため時間制約のある 職員（育児休業又は介護休暇中の職員を除く。） 2 妊娠、け が等により通勤が大きな負担となっている職員 3 上記のほか、 テレワークに係る検討の資を得るために必要と認める職員
個人情報保 護委員会	3	2	50	育児・介護等の事情がある職員 で希望する者は可能な限り実施 できるようにし、その他の職員に ついては、希望があれば実施で きるようにする。	23	3	71	69	
金融庁	68	5	1,566	実施職員数40人の利用を目標と する。	184	42	1,515	1,515	—
消費者庁	93	15	309	常勤職員の6%以上が実施	204	36	502	308	—
復興庁	0	0	295	平成28年度は、実施人数の目標 を2名とした。	5	2	293	216	—
総務省	3,303	1,065	2,800	・原則として管理職員は年2回以 上のテレワークを実施。 ・未就学児や介護を要する家族 がいる職員は月1回以上のテレ ワークを実施。	4,882	1,142	2,800	2,800	管理職員については、国会業務や災害業 務などテレワーク実施が困難な職員が含ま れているため。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（3）

府省庁等 名	平成27年度 実績(本省)			平成28年度目標	平成28年度 実績(本省)				未達理由 (一は28年度目標を達成)
	人 日	人	職員数		人 日	人	職員数	テレワーク 実施可能 職員数	
法務省	57	46	1,215		34	22	1,215	1,215	
外務省	11	5	2,640	20名	265	23	2,522	2,522	—
財務省	16	7	3,555	・ 特定の課をモデルに選定し、当該課の職員が全員実施。 ・ 他の部局においても、あらためてテレワーク制度の周知徹底を図ったうえで、希望者は全員実施。	410	114	3,652	3,126	
文部科学省	447	68	2,800	ワークライフバランス推進強化月間等における取組も含め、前年度の水準を踏まえ、実施職員数68人、実施人日数447日以上を目指す。	542	72	2,800	2,800	—
厚生労働省	489	80	3,571	6,800人日	5,854	1,649	3,627	3,627	・ 個人情報を取り扱うなどテレワークに馴染まない業務を実施している。 ・ 自宅にネットワーク環境や端末の無い職員がいることや、貸出用端末数の制限のため。
農林水産省	153	8	4,831	・ 本省内について、時間単位やフレックスを活用してのテレワークを開始。 ・ 地方支分部局について、モデル部署を選定し、テレワーク試行を実施。	336	37	6,718	5,028	—

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（４）

府省庁等 名	平成27年度 実績(本省)			平成28年度目標	平成28年度 実績(本省)				未達理由 (一は28年度目標を達成)
	人 日	人	職員数		人日	人	職員数	テレワーク 実施可能 職員数	
経済産業省	958	61	6,900	・フレックスタイムとテレワークの併用のための環境を整備するなど、テレワーク実施者を拡大する。 ・育児・介護職員以外の職員への効果を検証する。 ・特定課室等をモデルとして対象とし、集中実施を試行する。	3,363	979	6,684	5,722	
国土交通省	269	18	7,356	育児短時間勤務等を行っている職員数（約30人）を目安に利用を拡大。	207	29	7,438	7,438	
環境省	1	1	1,871	実施職員数40名	6	3	1,899	1,899	セキュリティ上の制約で、テレワークで行える作業が限られているため。
防衛省	133	70	1,203	本省内部部局における試行範囲の拡大	157	145	2,453	1,257	—
合計	6,841	1,592	48,825		17,775	4,460	52,122	41,242	
割合(%)				3.3% (=1,592/48,825×100)					8.6% (=4,460/52,122×100) 10.8% (=4,460/41,242×100)

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（5）

5

～ テレワーク実施の目的① ～

テレワーク推進月間(11月)やワークライフバランス月間(7月、8月)における集中的な実施や、育児が多いことが見て取れる。

目的	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計(人)	割合
育児	3	1	20	15	2	10	2	2	7	7	2	52		16	35	30	66	29	61	20	1		381	6.7%
介護						1			1			4					5				1		12	0.2%
自由時間確保					2		1		1	1													5	0.1%
災害対応（訓練含）																							0	0.0%
生産性向上							1			18				3						7			29	0.5%
コスト削減																							0	0.0%
テレワーク推進月間(11月)	11		4						5			253	3	3				7	646				932	16.3%
ワークライフバランス月間	17		1	52	3	15	3		3			872	4		21			10	267	6		70	1344	23.6%
その他(具体的に記入)	38	3		49		10	2	1	35	3		1086		1	58	42	1578	5	5	1	2	79	2998	52.6%

注1: 表中の空白部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2: テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数の目的を持って行っているケースがあり、上表では、それら全ての目的を計上した上で比率を算出している。

テレワークの目的として「その他」と回答したものには、以下の業務が存在した。

＜テレワークの試行、推進＞

- テレワーク推進に向けた課題の整理・解決のため
- ワークライフバランスの取組み推進（テレワーク勤務を体験）
- ゆう活期間中テレワーク（試行）強化期間の取組等
- テレワーク実施にかかる検討のため試行的に実施

＜通勤負担の軽減＞

- 通勤時間の有効活用のため
- 通勤負担の軽減

＜その他＞

- 病気・怪我のため
- 現在は本格運用に向けた試行を行っている段階であり、目的別に管理するデータを保有していない。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（6）

7

～ 場所 ～

テレワークの場所については、自宅が最も多い。なお、自宅以外の場所（サテライトオフィス、地方出先機関等）や出張先・移動中等でテレワークを実施するケースも存在した。

目的	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計（人）	割合
自宅	40	4	20	64	4	21	9	3	42	27	2	1098	22	23	95	72	1649	37	951	29	3	145	4360	97.9%
自宅以外の仕事場（サテライトオフィス、地方出先機関等）												44			19				28				91	2.0%
出張先・移動中等（モバイル的な活用）										1													1	0.0%
その他（具体的に記入）																							0	0.0%

注1： 表中の空白部分は、「そのような場所別でのテレワークは実施していない」もしくは「そのようなデータを導ける記録がない」の理由により、データの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数の目的を持って行っているケースがあり、上表では、それら全ての目的の場合を計上した上で比率を算出している。

注3： テレワーク関連規程等では在宅が基本となっており、出張先・移動中等（モバイル的な活用）については規定に含まれていない府省庁等も存在。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（7）

8

～ 時間 ～

テレワークの実施時間については、1日としたものが最も多い。なお、半日や時間単位でテレワークを実施するケースも存在した。

目的	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計（人）	割合
1日	40	4	46	62	4	20	2	3	37	8	2	1142	22	20	92	42		37		26	2		1611	90.0%
半日	1			2	1	5	1		2	2				6	42	28				1			91	5.1%
時間						2	6		21						56	2				1			88	4.9%
その他（具体的に）																							0	0.0%

注1： 表中の空白部分は、「そのような時間別でのテレワークは実施していない」もしくは「そのようなデータを導ける記録がない」の理由により、データの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数の目的を持って行っているケースがあり、上表では、それら全ての目的の場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（8）

9

～ 期間 ～

テレワークの実施期間については、1週間以内としたものが最も多い。なお、1ヵ月以内、半年以内、通年としたケースも存在した。

目的	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計（人）	割合
1週間以内	25	4		51	1	21	7					987	22	8	1	37		23				145	1332	73.8%
1ヶ月以内	10			5	3	1		1	29	1		134		1	17	4				19			225	12.5%
半年以内	2			3			2	2	9	20		21		13	18	17				7			114	6.3%
通年	2			5					4	6				1	75	14		14		3			124	6.9%
その他	1		3								3										3		10	0.6%

注1： 表中の空白部分は、「そのような期間別でのテレワークは実施していない」もしくは「そのようなデータを導ける記録がない」の理由により、データの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数の目的を持って行っているケースがあり、上表では、それら全ての目的の場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（9）

～ 頻度 ～

テレワークの実施頻度については、年数回としたものが最も多い。なお、月数回、週数回としたケースも存在した。

目的	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計（人）	割合
週数回	40			5	1	3	1	3	2	4				4	5	68		9		23		2	170	9.9%
月数回			10	6	3	1	2		4	3		39		6	15	1		12		3		3	108	6.3%
年数回		4		8		17	2		36	2		1103	22	13	48			23			3	10	1291	75.4%
その他（具体的に記入）			12	45			4			18	3				58	3							143	8.4%

注1： 表中の空白部分は、「そのような頻度別でのテレワークは実施していない」もしくは「そのようなデータを導ける記録がない」の理由により、データの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数の目的を持って行っているケースがあり、上表では、それら全ての目的の場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（10） ～ テレワークを実施した職員の主な業務内容① ～

11

テレワークを実施した職員の主な業務については、調査項目（国会業務、予算・税制業務、法令制定業務、調査・統計業務）への該当は少なく、その他とした回答が最も多い。

目的	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計（人）	割合
国会業務										1													1	0.2%
予算・税制業務				1										2				2			1		6	1.3%
法令制定業務																		1					1	0.2%
調査・統計業務			1	3			3			7								9					23	4.8%
その他		4	60	60		21	6	3	42	22	2		22	22	86	72		25			2		449	93.5%

注1： 表中の空白部分は、「そのような業務別での制限をしたテレワークは実施していない」もしくは「そのようなデータを導ける記録がない」の理由により、データの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2： テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数の目的を持って行っているケースがあり、上表では、それら全ての目的の場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について（10）

～ テレワークを実施した職員の主な業務内容②～

テレワークで実施した業務として「その他」と回答したものには、以下の業務が存在した。

- ・ 総括・調整業務
- ・ 企画・立案業務
- ・ 資料作成・確認
(コメント依頼・作業依頼等の取りまとめ業務含む)
- ・ 連絡・調整業務
- ・ 原稿作成業務
- ・ 会議資料作成作業
- ・ 電子決裁
- ・ データ入力業務
- ・ 集計作業
- ・ 管理職業務
- ・ 庶務業務
- ・ 人事・給与関係資料作成業務
- ・ 職員の勤務時間管理
- ・ 保健業務
- ・ 物品調達業務
- ・ 研修・表彰等業務
- ・ 研修実施準備業務
- ・ 職員研修におけるスクーリング講義の受講
- ・ 広報資料業務
- ・ 審理関係業務
- ・ 有識者会議資料作成業務
- ・ 予算執行資料作成業務
- ・ 予算要求事務
- ・ 文書翻訳
- ・ 情報システム整備・管理(PMO)業務
- ・ 情報セキュリティ関係規程の整備等に向けた
進行管理・評価書審査
- ・ システムユーザー登録
- ・ メール問い合わせ対応等・レポートの作成
- ・ HP・SNS発信業務
- ・ サイバーセキュリティ・ワークライフバランス
- ・ 広報関係のデータ整備
- ・ 海外当局との連絡・調整
- ・ 委託事業の報告書チェック・決算取りまとめ等
- ・ 国有財産・庁舎管理業務

2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状（制度面）（1）

テレワークの実施規程の適用範囲は、以下の通り。推進に向けた積極的取組の内容については、「掲示板・メールによる情報発信」が最も多い。

府省等名	実施規程の適用範囲	テレワーク推進に向けた積極的取組の内容					
		掲示板・メールによる情報発信	説明会の実施	テレワーク実施要項・マニュアル等の配布	幹部職員等によるメッセージ発信	その他	その他の具体的内容
内閣官房	本省	○				○	
内閣法制局	本省	○			○		
人事院	本院等の職員のうち、小学生までの子を養育しており、テレワークの実施により業務能率の向上が期待できるものとして所属長から推薦があった者の中から人事課長が指名するもの	○		○	○	○	各課室管理職員から対象職員に対して個別にテレワーク実施を促した。
内閣府	内閣府本府職員	○		○		○	ワークライフバランス推進強化月間において、各部局1名以上を目安に管理職職員がテレワークを実施)
宮内庁	本庁、地方支分部局、施設等機関	○		○			
公正取引委員会	事務総局職員	○	○	○	○		
警察庁	本庁（長官及び次長を除く）に勤務する常勤職員であって、次のいずれかに該当する職員とする。 （1）育児又は介護のため時間制約のある職員（育児休業又は介護休暇中の職員を除く。） （2）妊娠、けが等により通勤が大きな負担となっている職員 （3）上記のほか、テレワークに係る検討の資を得るために必要と認める職員		○	○			

2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状（制度面）（2）

府省等名	実施規程の適用範囲	テレワーク推進に向けた積極的取組の内容					
		掲示板・メールによる情報発信	説明会の実施	テレワーク実施要項・マニュアル等の配布	幹部職員等によるメッセージ発信	その他	その他の具体的内容
個人情報保護委員会	事務局職員	○					
金融庁	全職員	○	○		○		
消費者庁	本庁						
復興庁	本省、地方支分部局	○		○	○	○	課長級職員が出席する会議において、テレワーク実施要領の改正内容の周知を行うとともにテレワーク推進への取組を依頼した。
総務省	管理職・地方支分部局を含む総務省の常勤職員	○		○	○	○	・平成27年度よりテレワークウィークの実施（平成28年は7月に実施） ・職員アンケートを踏まえ、テレワーク利用の利便性を向上させるために実施要領を改正（当日申請の範囲拡大等）
法務省	本省等に勤務する職員のうち、テレワークの試行を実施する職員として局部課等の長が指名する者			○		○	法務省内広報によりテレワークの活動を紹介。
外務省	本省等の職員（但し、業務の性質上、テレワークが不可能な業務、期間業務職員、外交実務研修員を除く）	○	○	○	○	○	職員が運営する両立支援サークル座談会においてテレワーク制度を紹介
財務省	本省、外局、地方支分部局、施設等機関	○	○	○	○	○	テレワークに関する職員アンケートを踏まえた体験実施の開始、職員からの声を踏まえた規程の改正

2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状（制度面）（3）

府省等名	実施規程の適用範囲	テレワーク推進に向けた積極的取組の内容					その他の具体的内容
		掲示板・メールによる情報発信	説明会の実施	テレワーク実施要項・マニュアル等の配布	幹部職員等によるメッセージ発信	その他	
文部科学省	本省、外局、施設等機関	○		○		○	「ゆう活」・ワークライフバランス推進強化月間における取組において、「テレワーク強化週間（試行）」として人事課の全ての課長補佐級以上の職員がテレワーク体験を行った。また、省全体の取組として、各局2名以上、企画官級以上の管理職がテレワークを実施するよう設定し、管理職が多様な勤務形態の試行を行い、テレワークへの理解を深める趣旨として実施。
厚生労働省	本省、外局	○	○	○	○	○	平成28年7～8月及び同年12月～平成29年1月を厚生労働省テレワーク推進月間とし、同月間中に各々平均して1回以上職員がテレワーク勤務を行うことを目標にテレワーク勤務を推進
農林水産省	本省、外局	○	○			○	テレワーク試行マニュアル等の配布
経済産業省	本省、外局、地方支分部局	○	○	○	○	○	ワークライフバランス推進強化月間等で全職員に対し、体験テレワークの実施を積極的に推進
国土交通省	本省、外局	○		○		○	イントラネットのポップアップ表示による情報発信
環境省	本省	○		○			
防衛省	本省	○	○	○	○		
実施率（実施府省庁数）		86%(19)	41%(9)	73%(16)	50%(11)	59%(13)	

2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(ITシステム面)

府省等名	①テレワーク端末(ハードウェア)の現状		②テレワーク機能の現状					
	席上端末の持ち帰りの可否	私用端末利用(貸出USB型機器を含む)の可否	省内メールの送受信の可否	共有サーバへのアクセスの可否	在席確認の可否	共有スケジュールの有無	Web会議の可否	チャットの可否
内閣官房	×	×	○	○	×	○	○	×
内閣法制局	×	×	○	○	×	○	×	×
人事院	×	×	×	×	×	×	×	×
内閣府	×	×	○	○	×	○	○	×
宮内庁	×	×	○	○	○	○	×	○
公正取引委員会	×	○	○	○	×	○	×	○
警察庁	×	×	○	×	×	×	×	×
個人情報保護委員会	×	×	○	○	×	○	○	×
金融庁	×	○	○	○	×	○	×	×
消費者庁	×	×	○	○	×	○	×	×
復興庁	×	×	○	○	×	○	○	×
総務省	○	○	○	○	○	○	○	○
法務省	×	×	×	×	×	×	×	×
外務省	×	○	○	○	×	○	×	×
財務省	×	○	○	○	×	○	○	×
文部科学省	○	○	○	○	○	○	○	○
厚生労働省	×	○	○	○	○	○	○	○
農林水産省	×	×	○	○	×	○	×	×
経済産業省	○	○	○	○	○	○	○	○
国土交通省	×	×	○	○	○	○	○	○
環境省	×	×	○	○	×	×	×	×
防衛省	×	×	○	○	○	○	○	○
実施率(実施府省庁数)	14%(3)	36%(8)	86%(19)	86%(19)	32%(7)	82%(18)	50%(11)	36%(8)

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(1) (効果を認識した事項)

府省等名	内閣官房	内閣法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	合計(府省庁)	全府省庁(22)に占める割合(%)
育児・介護での就業継続		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		18	82
自由時間確保				○	○					○		○	○	○	○	○	○		○		○		11	50
災害時の業務継続									○			○			○		○		○				5	23
生産性向上								○		○	○	○		○	○	○	○		○				9	41
コスト削減						○						○											2	9
その他(自由記入)	○					○				○		○				○		○			○		7	32

＜その他の内容は以下のとおり＞

- ・ 時間の有効活用。基本的に、電話や対面での業務依頼に対応する必要がないため、テレワークで取り組む業務に集中できた。
- ・ 資料作成等の能率向上。
- ・ 怪我等による通勤困難な場合や、退院後であり通勤の負担を軽減することで、生産性の向上を図ることが出来た。
- ・ 妊娠期間中の通勤負担の軽減。
- ・ 通勤に要する時間が不要となるなど、通勤負担の軽減。
- ・ テレワークにより削減できた通勤時間を活用し、子どもの保育園の送迎に利用した。
- ・ 年次休暇と組み合わせて、子どもの学校行事に参加した。
- ・ 通勤時間の短縮により、節約出来た時間を育児・家事にあてることが可能となり、育児と仕事の両立に役立った。
- ・ テレワークを体験することで、災害等非常時にテレワークを活用した業務継続が可能であることを実感した。

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(2)

(テレワーク推進に効果のあった取組①)

<制度見直し、施設等整備>

- ・ 実施要領の改正(実施頻度要件の緩和や端末の申請期間の短縮など)により、テレワーク利用の利便性を高める改善をした。
- ・ 貸出台数の制約の解消や、テレワーク実施のための端末設定が簡易となったことを踏まえ、テレワークの申請から実施までの審査期間の短縮等を図り、10日前までの事前申請だったのを、最短で当日申請も可とするよう規程を改正。
- ・ 午前中又は午後のみテレワークの実施。
- ・ テレワークに係る移動時間分の休憩延長を可能とする制度整備
- ・ 対象職員の拡大(本省課長補佐以下の職員から全ての常勤職員に拡大)
- ・ テレワーク登録申請期間の延長、育児・介護職員に限定されていた当日申請範囲を国会対応業務等が必要な職員に拡大。
- ・ テレワーク利用端末の増、申請手続きの簡素化。
- ・ システム更改に伴い、セキュリティを確保した上でシンクライアント端末を職員に配付し、自席端末の持帰りによるテレワークの実施が可能となり、貸出台数の制約を受けることがなくなった。
- ・ PCの軽量化、Webテレビ会議機能拡充等のシステム面での環境整備。

<普及啓発>

- ・ 大臣・次官からのメッセージの発信や、総務課長等から職員に対してテレワークの実施を促した。
- ・ 内部部局の全職員に、在宅勤務型テレワークにチャレンジしようという趣旨の啓発資料をメール配付し、実施方法等を具体的に解説した。また、各課室管理職員から対象職員に対して個別にテレワーク実施を促した。
- ・ 課長級職員が出席する会議において、テレワークの推進を依頼するなど、テレワークに対する職場の理解向上に努めた。
- ・ 女性職員活躍や職員のワークライフバランス推進に関する省庁内での計画において、テレワークを推進することとし、それを局内LANを通じて全職員に周知。
- ・ ワークライフバランス推進強化月間において、管理職職員がテレワークを実施したことにより(これまで経験がなかった者を含む)、テレワークに対する理解を深めた。
- ・ 管理職員は年2回以上テレワークを実施(目標設定)
- ・ 省庁全体の取組として、各部局2名以上、企画官級以上の管理職がテレワークを実施するよう設定し、管理職が多様な勤務形態の試行を行い、テレワークへの理解を深める趣旨として実施。

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(2) (テレワーク推進に効果のあった取組②)

<普及啓発(続き)>

- ・「ゆう活」、ワークライフバランス推進強化月間における取組において、「テレワーク強化週間(試行)」として試行課室の一定レベル以上の職員全員がテレワーク体験を実施。
- ・ワークライフバランス推進強化月間等に管理職及び育児・介護職員以外の職員についても実施を推進するべく、体験テレワークを慫慂した。当該対象期間中に、約千人の職員がテレワークを体験し、アンケート等の結果から、テレワークに対する抵抗感はある程度払拭されたと考えられた。また、体験テレワーク実施者から、定期的なテレワークへ移行する職員も現れた。
- ・年2回のテレワーク推進月間の設定や、同月間における職員に対するテレワークのデモンストレーションを含む説明会の開催(計13回)や、事務手続の簡素化。
- ・周知・啓発活動により、これまで理解の得られなかった部局の職員がテレワークに参加することが出来た。
- ・育休中職員を対象とする復職説明会における紹介や、育児・介護の事情を抱える職員を対象に説明会を開催した。
- ・職員掲示板による周知。育児を行っている職員への積極的な利用を呼びかけ。
- ・定例会議において、試行実施について説明。
- ・新たに「テレワークお試し月間」を設け、テレワークの利用促進を図った。
- ・テレワークウィークの実施(平成27年度から)
- ・体験テレワークの実施により、参加者や職場も含めてテレワークが理解されるようになり、制度の周知が促進された。また、その後もテレワークを継続して実施する職員が増えた。

<職員の声を聴くなど、ニーズの把握>

- ・テレワークに関する職員アンケートにより、多くの職員がテレワークを実施してみたいと考えていることを把握。体験実施期間を設ける具体的な対応策につなげた。

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価（3）

（テレワークを実施した職員への満足度調査の実施状況）

府省等名	内閣官房	内閣法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計 （府省庁）	全府省庁 （22）に占める割合 （％）
実施している		○		○		○			○	○		○	○		○		○	○	○	○			12	54.5
実施していないが 今後検討							○				○			○									3	13.6
実施していない	○		○					○													○	○	5	22.7
その他					○											○							2	9.1

<職員の声>

- ・通勤時間が無くなり家事・育児・自分自身の時間を増やす等、有効活用が出来、心のゆとりも生まれた。
- ・作業が中断されることが少なく、集中して業務に当たることができ、職場のときより効率が上がった。
- ・事前の詳細な業務実施計画の作成を通じて、与えられた時間の中で出さなくてはならない成果・成果物を意識して業務を行うため、時間当たりの生産性が高く感じる。
- ・不要な印刷が減り、経費削減が図れた。
- ・通勤時間の軽減により、退院後の場合や疲労軽減によって、生産性の向上を図ることが出来た。
- ・文書作成中にプリントアウトできないのは若干不便とも思ったが、原案作り等を行う上では全く問題ないと思った。
- ・台風等で出勤することが困難と予想される場合に、利用を検討したい。
- ・電子決裁が利用できるので助かる。
- ・050電話サービスを利用することで、在宅勤務時の通話料が公務負担となった点及び省外と連絡を取る際、私用の番号の通知が不要となり、大変便利であった。

<要望や懸念>

- ・テレワーク申請期限の短縮化や、申請手続を簡便・迅速にしてほしい。
- ・携帯電話を貸し出して欲しい。
- ・紙媒体の資料を確認できない点が不便であった。紙ベースの仕事が多いため、テレワークが利用し辛い。
- ・テレワーク時に閲覧する資料を電子化する等、日頃から業務のやり方の見直しが求められる。
- ・勤務時間外での利用はサービス残業につながりかねない。
- ・予定よりも早く業務を終えてしまった場合の対応に困惑した。

4. 各府省庁におけるテレワークに係る課題

ルール・制度面	ITシステム面	その他
・勤務時間管理、職務遂行状況確認が困難。 ・職務専念義務等の服務や超過勤務の扱い方。 ・勤務時間外の国会対応への利用拡大の是非。 ・申請期日の短縮化。 ・対象職員の拡大(システム業務等専門性を有する非常勤職員における本格実施)。 ・緊急対応が必要な部署での代替要員の確保。 ・テレワークで取り扱える情報は機密上制約があるため、担当業務内容によっては、テレワークを希望する場合でも実施出来ない。 ・手続や報告内容が複雑だと、職場勤務と比してメリットが分かりにくいと、勤怠管理等の観点も踏まえつつ、手続等の簡略化。 ・職員にとって利用しやすい制度のため、職員からの意見に一層耳を傾けること。 ・制度面について、実施要領等の改正の推進。また、新制度の詳細等について周知徹底を図り、利用促進を図ること。 ・テレワーク勤務における休憩時間の特例のさらなる柔軟化。 ・テレワーク実施者の拡大による管理コストの増加への対処。 ・より柔軟な利用のため、退庁後の時間単位のテレワークの導入。 ・当日申請でも取得できるようにすること。また勤務時間の一部の時間帯におけるテレワークについて、育児介護職員以外の職員も対象とすること。	・自宅では紙媒体の資料が参照できない。 ・テレワーク実施職員と、執務室内の職員とで、顔を合わせての打合せが可能となる仕組の整備。 ・既存LANシステムとインターネットとの分離後のテレワーク実施時のリモートアクセス方法の在り方。 ・テレワーク専用のシステム整備。 ・テレワーク用端末の台数が限定的である。 ・政府共通プラットフォームの外部接続環境提供サービスにおける、テレワーク機能の一層の拡充。 ・インターネット経由の省内LANへの接続に未対応。 ・各種システムを利用可能にする等、テレワーク業務の拡大には、職場勤務と変わらない状況としていくことが必要。 ・リアルタイムコミュニケーションが可能なシステム更改の促進。 ・本省全執務室内での無線LAN化、シンククライアント化による職員の業務用PC端末の持運び可能化、仮想デスクトップ方式等のリモートアクセス化の推進。 ・リモートアクセスにおける接続用トークン数が限定的。テレワーク可能職員全員への配布推進。 ・地方支分部局とのLAN統一。トラブル発生時の対応。資料の電子化・共有、メール以外のコミュニケーションツールの導入、持運容易な端末の導入。 ・システム更改時期に併せた形でしか外部アクセス機能の抜本的整備は困難。また、本省のシステム更改時に、シンクラPC等を導入出来ても、予算の都合上、地方支分部局分までは未対応。 ・チーム型テレワークに関する検討と、それを踏まえたITシステム面の在り方。	・職員規模が小規模の省庁の場合、国会対応等の在庁職員による対応体制の確保の視点も必要。 ・職務における外部機器や通信手段の利用(私用の携帯端末の利用等)について、セキュリティ対応との折合い。 ・リモートアクセス環境の整備にあわせてテレワークの活用を進めていくことが必要。 ・紙ベースの決裁の電子化も前提になる。 ・テレワークに関心を示す職員はいるが、それら職員全ての実施に至っていない。利用しやすい雰囲気醸成が課題。 ・チャット等の設備がないため、複数で協議が必要なものには対応できない。 ・テレワーク以外の、フレックスタイムや各種休暇制度の拡充等の勤務形態の多様化との関係の整理。テレワーク実施率を追うのみより、望む働き方を行い得る制度整備について検討すべき。 ・テレワークでは、育児・介護等の時間的制約がある職員以外の職員のテレワークのメリット(「通勤不要」以外)を見出し辛い。ため、大幅な利用促進は困難。 ・意識改革は時間がかかるため、地道に反芻することが必要。ワークライフバランス月間等の取組などを通して、テレワーク活用への理解と取得しやすい雰囲気醸成を推進。

5. テレワークの目的

テレワーク取得の目的は、「育児・介護での就業継続」が最も多い。

府省等名	テレワークの目的							
	育児・介護での就業継続	自由時間確保	災害時の業務継続	生産性向上	コスト削減	その他（自由記入）	目的は定めていない（自由記入）	自由記入欄
内閣官房	○	○	○	○	○			
内閣法制局						○		柔軟な働き方を可能とするため。
人事院	○							
内閣府	○	○						
宮内庁	○	○						
公正取引委員会	○	○	○					
警察庁							○	業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、「必要な者が必要な時に」テレワークを利用することができる環境整備を進めるための試行実施。
個人情報保護委員会	○			○				
金融庁						○		その他（業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークを勤務形態の一つとして定着させ、職員がライフスタイルに合わせて選択できるようにする。）
消費者庁	○	○		○		○		その他（通勤負担緩和）
復興庁	○			○		○		その他（傷病者等の業務継続）
総務省	○	○	○	○	○	○		テレワークの利用登録にあたっては、理由を聞いており、その理由については「育児・介護」のほか、「その他（詳細まで聞いていない）」としており、左記目的の各項目についても該当し得るもの。
法務省						○		その他（ワークライフバランスの推進、通勤時間削減、感染症の流行抑制等）

5. テレワークの目的

府省等名	テレワークの目的							
	育児・介護での就業継続	自由時間確保	災害時の業務継続	生産性向上	コスト削減	その他（自由記入）	目的は定めていない（自由記入）	自由記入欄
外務省	○			○		○		その他（妊娠中である場合、病気・怪我等により通勤に困難を伴う場合、その他人事課長が認める場合に申請可能）
財務省	○	○	○	○				
文部科学省	○	○	○	○	○	○		その他（国家公務員のテレワークについては、現在、政府全体でその推進のための取り組みが進められている。文部科学省としても、次世代育成支援等に資する職員の働き方のひとつとして、業務の生産性・効率性の向上や職員のワーク・ライフ・バランスの改善といった効果を目的として、平成21年度よりテレワークを実施している。）
厚生労働省	○	○	○	○	○			育児や介護など配慮を要する職員をはじめ希望する者全員について、テレワークを活用させ、職員全員が年2回、テレワークを実施することを目標とする。
農林水産省						○		その他（在宅勤務に従事することにより、通勤による負担が軽減され、公務能率の向上が期待されることに加え、特に、妊娠、育児、介護及びケガ等の事情を抱える職員にとって、テレワークは仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現する上で有効な働き方の一つであることから、職員のテレワークを推進する。）
経済産業省	○	○	○	○				
国土交通省	○		○	○		○		その他（ワークライフバランスへの寄与、不要不急の休日出勤等の抑制、ワークスタイルの変革）
環境省						○		その他（ワークライフバランスの推進）
防衛省	○			○				
合計	16	10	8	12	4	11	1	
全府省庁(22)に占める割合(%)	73%	45%	36%	55%	18%	50%	5%	

6. 推進計画(直近1年間)

府省等名	平成29年度(2017年度)	
	実施職員数 ※人数について目標を設定している場合	目標の設定理由等
内閣官房	前年度比増を目指す。	
内閣法制局	5人日	・内閣法制局は小規模な組織である上、このうちの約3分の2が法令審査業務若しくは国会対応業務の従事者又は育児時間の取得等の勤務時間に制限のある者であるため、実施者の拡大には限界があるところ、フレックスタイム制度と同様に、在庁職員による職務遂行のための必要な体制(官執勤務時間中の執務体制)を確保する観点から、実施者等の意見を踏まえつつ、平成29年度は5人日、平成30年度は6人日、平成31年度は6人日、平成32年度は7人日のテレワークの実施を目標としている。
人事院	前年度実施(61人日)を超える人日数	
内閣府		現行制度・システムの範囲内で、利用しやすくするために、手続等における改善を行うことにより、利用者の拡大を図る。「国家公務員テレワーク・ロードマップ」のステップ1を実施。
宮内庁	4人	4人×5日＝20人日 職場へ出勤しての業務が基本であるため。
公正取引委員会	21人(223人日)	対前年度比増
警察庁	「テレワーク実施要領」での必要と認める職員については、10～15人の試行を目指す。	前年度の実施人数を上回る実施人数とするため。
個人情報保護委員会		平成27年度に引続き施行を実施することにより、職員の要望等を聴取する。また、平成29年度には育児介護等の事情がある職員で希望する者は可能な限り実施できるようにし、その他の職員についても、希望があれば実施できるようにする。
金融庁	70人の利用を目標とする。	平成32年度までの目標(160人)達成に向けて段階的に目標値を設定。
消費者庁		常勤職員の8%以上が実施 前年度目標から定員の2%の実施者増を想定
復興庁	4人	前年度の目標の2倍の数値を翌年度の目標として設定している。
総務省	原則として管理職員は年2回以上、未就学児や介護を要する家族がいる職員は月1回以上のテレワークを実施する(実施年度を明記していない)。	テレワークを勤務形態の一つとして定着させるため、テレワークのニーズが高い育児・介護職員の利用を促すとともに、管理職員が率先してテレワークを利用することにより、テレワーク実施の機運を醸成し、職員に積極的な利用を促すため。

6. 推進計画(直近1年間)

25

府省等名	平成29年度(2017年度)	
	実施職員数 ※人数について目標を設定している場合	目標の設定理由等
法務省		試行段階であるため。
外務省	40人	平成28年度の実施職員数(23人)の約2倍の人数
財務省		・平成29年6月にリアルタイムコミュニケーションを導入し、テレワークに関する勤怠管理の強化及び職場と自宅間のコミュニケーションの円滑化を図る。 ・ワークライフバランス推進強化月間中に、「テレワーク週間」等により、より多くの管理職及び一般職員にテレワーク体験実施の機会を設ける。 ・上記体験実施による要望等を踏まえ、平成29年9月に規程の見直しを実施し、本格運用を開始する。 基本理念を達成するために、必要なプロセスと考えるため。
文部科学省	140人程度	全職員数約2,800人のうち5%程度の利用を目標とする。
厚生労働省	6,800人日	「2020年度までに、業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする」ことを踏まえ、本省職員全員(約3,400人)が平均して年2回テレワーク勤務を行うことを目標としている。
農林水産省	「テレワーク実施要領」を制定し、本省内において本格実施。	
経済産業省	ワークライフバランス推進強化月間等における取組も含め、管理職員は原則年2回、他全職員が平均して年1回以上の実施を目指す。	テレワークを勤務形態の一つとして定着させ、省内全体の理解増進のためには、管理職員の理解が重要であり、また各職員のテレワークに対する懸念や抵抗感を払拭するため
国土交通省		職員等が必要に応じ、自宅でテレワークを行うことが可能となるような環境を整備する。ニーズに応じてテレワークを行うことが可能となるよう環境を整備し、働く場所の柔軟化を図るため。
環境省	60人	本省職員の3%以上
防衛省	ー(試行のため、人数は設定していない。)	本省内部部局における実施、その他の各機関における試行 本省内部部局において本格運用を開始するとともに、本省内部部局の利用状況等を踏まえ、平成31年度から各機関の利用開始を目指して検討を実施するため。

6. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

全体の約4割の府省庁等が当日申請を可能としている（残りの府省庁等は約3割が当日申請を検討中）

府省等名	(2)制度面の推進計画						
	②申請期日の短縮化への取組						
	※育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入						
	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			※前々項で「ない」を選択した場合のみ短縮する予定がない理由を記入(自由記入)。
				ある	検討中	ない	
内閣官房		○	2営業日前		○		テレワーク利用端末ごとに個人設定が必要なため、困難な部分もあるが、引き続き検討予定
内閣法制局		○	1日前		○		・セキュリティ面のほか、テレワーク用端末の運用面等について、当日申請を可能とするための検討を行う。
人事院 内閣府		○	2日前		○		職員の利用状況等を踏まえ検討する。
宮内庁		○	約7日前			○	貸出し用PCと職場PCの環境設定及び申請決裁のため。
公正取引委員会	○	○	1日前 ただし、育児や介護の状況に応じてテレワークを実施する当日の申請を認めることとした。		○		申請は原則1日前であるが、育児や介護の状況に応じてテレワークを実施する当日の申請を認めることとした。勤務時間外の国会対応でテレワークを実施できる職員の対象を拡大するかどうかについて検討する予定であるところ、これに併せて申請期日の短縮が可能かについて検討する予定。
警察庁	○						
個人情報保護委員会		○	5日前			○	施行期間なので、本格導入時に検討予定
金融庁		○	7日前		○		申請期日を前日まで(ただし、災害等非常時における業務継続、国会対応、育児・介護を理由とする場合は、当日申請を可)とする方向で検討中。
消費者庁		○	3日前		○		1～2日前への前倒しの可能性を検討
復興庁		○	5日前			○	当庁では、1度の申請で最大3ヵ月という期間内で希望する日にテレワークを実施できるようにしている。したがって、初回のテレワーク実施日の5日前までに申請をする必要があるものの、2回目以降のテレワークはテレワーク用端末の貸与状況にもよるが当日の申請でも実施可能である。

6. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

27

府省等名	(2)制度面の推進計画						
	②申請期日の短縮化への取組						
	※育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入						
	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			※前項で「ある」、「検討中」を選択した場合のみ記入 具体的な予定取組内容を記入(自由記入)。
				ある	検討中	ない	
総務省	○	○	・当日申請:育児・介護職員で当日、急遽、育児等を要することとなり、その後、当該育児等が終了し勤務できる状態になった場合及び上司が緊急を要すると認める災害対応業務や国会対応業務等を実施する場合 ・事前申請:1日前(当日申請に記載をしている緊急を要する職員以外)			○	事前承認制のため。
法務省		○	7日前			○	施行段階であるため。
外務省	○	○	3日前(但し、やむを得ない理由により急にテレワークを希望することとなり、かつテレワーク用パソコンの貸与を希望しない場合、当日の申請も可。)			○	前述のとおり、やむを得ない理由等があれば当日の申請も認めているため。
財務省		○	前日(育児介護職員については、当日)				
文部科学省	○	○	2日前				・育児、介護、災害対応もしくは国会対応等の緊急性があり真にやむを得ないと管理職員等が判断した場合には、当日の申請を可能となるよう実施要領を整備済。 ・通常の申請は開始日の2日前までに人事課に申請書を提出するよう実施要領を整備済。

6. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

28

府省等名	(2)制度面の推進計画						
	②申請期日の短縮化への取組						
	※育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入						
	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			※前々項で「ない」を選択した場合のみ短縮する予定がない理由を記入(自由記入)。
				ある	検討中	ない	
厚生労働省	○		当日(退庁後に国会答弁作成作業が必要となるなど臨時又は緊急の必要がある場合には、各部局から事前に所属職員に対しトークンを配付の上、テレワーク勤務開始前に、管理者からテレワーク勤務を命じることができる。				
農林水産省		○	1日前			○	本年度より本格実施を始めたばかりであるため、今後の実施状況により対応を検討。
経済産業省	○	○	やむを得ない場合を除き、在宅勤務を予定する前日までに上司に申請(上司が緊急を要すると認める場合は当日申請も可)。				
国土交通省	○						
環境省		○	1日前		○		当日申請でも取得できるよう検討中。
防衛省	○						
合計	9	17		0	7	7	
全府省庁(22)に占める割合(%)	41%	77%		0%	32%	32%	

6. 推進計画（推進に向けた積極的取組み予定）

「掲示板・メールによる情報発信」、「テレワーク実施要項・マニュアル等の配布」による取組予定が多い。

府省等名	(2)制度面の推進計画						
	③テレワーク推進に向けた積極的取組み予定						
	掲示板・メールによる情報発信	説明会の実施	テレワーク実施要項・マニュアル等の配布	幹部職員等によるメッセージ発信	その他	補足等、自由記入	補足事項
内閣官房	○				○		テレワーク利用端末の増、申請手続きの簡素化
内閣法制局	○			○			・育児等のための両立支援制度を利用する職員を中心にテレワークの実施を推進する。 ・全職員に向け、テレワークの取組状況や活用事例について情報提供し、テレワーク制度の周知を図る。 ・本格実施に向けてテレワークの実施要領を策定する。
人事院							
内閣府	○		○		○	ワークライフバランス推進強化月間による実施を検討	
宮内庁	○	○	○				
公正取引委員会	○	○	○				職員に対しテレワークの利用に係るアンケート調査を実施した。この結果を踏まえ、勤務時間外の国会対応について、テレワークの実施対象者を拡大するかどうかについて検討する予定。
警察庁	○	○	○	○			
個人情報保護委員会	○			○			
金融庁	○	○					
消費者庁	○		○		○	消費者行政新未来創造オフィスにおける積極的な実施	

6. 推進計画（推進に向けた積極的取組み予定）

府省等名	(2)制度面の推進計画						
	③テレワーク推進に向けた積極的取組み予定						
	掲示板・メールによる情報発信	説明会の実施	テレワーク実施要項・マニュアル等の配布	幹部職員等によるメッセージ発信	その他	補足等、自由記入	補足事項
復興庁	○	○	○	○	○	課長級職員が出席する会議において、テレワークの周知を行う。	
総務省	○		○	○	○	平成27年度よりテレワークウィークの実施（平成28年は7月11日から15日）	
法務省					○	施行段階であるため未定。	特記事項なし。
外務省	○	○	○	○			
財務省	○	○	○	○	○	多くの職員による体験実施	
文部科学省	○		○		○	「ゆう活」・ワークライフバランス推進強化月間における取組において、「ゆう活」・ワークライフバランス推進強化月間を中心に、全職員にテレワーク体験（試行）実施を推奨する。	本年1月に実施された端末の更改に伴い、1～3月中の新端末を利用したテレワークの実施状況等について、近日中にアンケート調査を実施することを検討中であり、調査結果を踏まえ、追加の取組事項等を検討する予定。
厚生労働省	○	○	○	○	○	厚生労働省テレワーク推進月間（29年7～8月及び29年12月～30年1月を予定）の設定やテレワークデイ（29年7月24日）におけるテレワーク勤務の推奨	
農林水産省	○	○	○				特になし
経済産業省	○	○	○	○		ワークライフバランス推進強化月間等で、全職員に対し、体験テレワークの実施を積極的に推進する。	
国土交通省	○		○				
環境省	○		○				
防衛省	○	○	○	○			
合計	20	11	16	10	9		
全府省庁(22)に占める割合(%)	91%	50%	73%	45%	41%		

6. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

府省等名	①システム更改 スケジュール	②テレワーク端末（ハードウェア）の整備・拡充予定 ※○ 導入済 △ 導入・検討 予定あり × 未導入、予定未 定			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○ 導入済 △ 導入・検討予定あり × 未導入、予定未定					
	※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入。	貸出用端 末（タブ レット含）	席上端末 持ち帰り	貸出US B型機器 等	省内メー ルの送受 信	共有サー バーへの アクセス	在席確認	共有スケ ジュー ラー	Web会議	チャット
内閣官房	内閣官房が利用する内閣府LANの次期 更改は平成31年1月を予定している。	△	△	×	○	○	△	○	○	△
内閣法制局	平成29年1月にLANの更改を行った。 次期LANシステムの更改は平成33年1月 を予定している。	○	△	△	○	○	△	○	△	△
人事院	平成30年度のLANの更改に合わせてリ モートアクセス環境も整備する予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセ ス環境の利用については、本年秋頃から 試験的な利用を行う方向で検討中。									
内閣府	次期内閣府LANシステムの更改は平成31 年1月を予定している。	△	△	×	○	○	△	○	○	△
宮内庁		○			○	○	×	○	×	×
公正取引委員会	テレワークに必要な機能に関連のあるテ レビ会議システムの更改（平成30年度予 定）及びグループウェアシステムの更改 （平成31年度予定）を予定。なお、政府共 通プラットフォームのリモートアクセス環境 については平成29年度に実施予定。	○	×	○	○	○	△	○	△	○
警察庁	平成29年度中にテレワークシステムを整 備予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセ ス環境の利用予定なし。	△		△	○	△				

6. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

府省等名	①システム更改 スケジュール	②テレワーク端末（ハードウェア）の整備・拡充予定 ※○ 導入済 △ 導入・検討 予定あり × 未導入、予定未 定			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○ 導入済 △ 導入・検討予定あり × 未導入、予定未定					
	※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入。	貸出用端 末（タブ レット含）	席上端末 持ち帰り	貸出US B型機器 等	省内メー ルの送受 信	共有サー バーへの アクセス	在席確認	共有スケ ジュー ラー	Web会議	チャット
個人情報保護委員会	内閣府のシステムを利用しているため、内閣府のスケジュールによる。	△	△	×	○	○	△	○	○	△
金融庁	平成27年7月より総務省が提供する政府共通プラットフォーム外部接続環境提供サービスを利用。システム機能の拡充等（スケジュールを含む）については、同サービスを所管する総務省にて検討。	×	△	△	○	○	△	○	△	△
消費者庁	平成30年度に消費者庁LANを更改予定。	△	△	×	○	○	△	○	△	△
復興庁	次期LANシステムの更改は平成31年1月を予定している。	△	△	×	○	○	△	○	○	△
総務省	機器更改後のシステムを平成29年4月から運用開始。	×	○	○	○	○	○	○	○	○
法務省	平成29年4月に政府共通プラットフォーム（外部アクセス機能）に関する通知を発出した。	×	×	×	×	×	×	×	×	×
外務省	テレワーク利用も可能なシステムを27年度末に導入済み。 28年度に、政府共通プラットフォームのGIMAにリモートアクセス可能な環境を整備済み。	○	△	×	○	○	△	○	△	△
財務省	平成29年6月の次期LAN更改時に、リアルタイムコミュニケーション機能を導入予定。	○	×	○	○	○	△	○	○	△
文部科学省	2021年1月以降。	×	○	×	○	○	○	○	○	○
厚生労働省	次期システムの更改は平成30年7月予定。	△	△	○	○	○	○	○	○	○

6. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

府省等名	①システム更改スケジュール	②テレワーク端末（ハードウェア）の整備・拡充予定 ※○ 導入済 △ 導入・検討予定あり ×未導入、予定未定			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○ 導入済 △ 導入・検討予定あり ×未導入、予定未定					
	※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入。	貸出用端末（タブレット含）	席上端末持ち帰り	貸出USB型機器等	省内メールの送受信	共有サーバーへのアクセス	在席確認	共有スケジュール	Web会議	チャット
農林水産省	2016年1月に、農水省内の複数のLANシステムを統合。残るLANシステムについても2019年3月に統合予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用については、2016年度に検証を行ったが、システム上の制約により省内LANシステムの一部機能しか利用できないことが分かったため、今後、有効活用に向けて利用方針の検討を行う予定。	○	△	×	○	○	△	○	△	△
経済産業省	平成30年2月に基盤情報システムの更改予定。	○	○	×	○	○	○	○	○	○
国土交通省	次期更改は2019年度（平成31年度）を予定。外部アクセス機能の整備について抜本的な対応を行う場合は、更改時期に合わせて検討することが必要。	○	△	△	○	○	○	○	○	○
環境省	平成28年度末に省内のネットワークシステムを更改し、テレワークの利用拡大に向けたシステム整備を行った（次期は4年後の予定）。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用については、引き続き検討を行う。	△	△	△	○	○	○	○	△	△
防衛省	平成34年3月予定。	○	×	○	○	○	○	○	○	○
導入済み計		9	3	5	20	19	7	19	11	7
全府省庁(22)に占める割合(%)		41%	14%	23%	91%	86%	32%	86%	50%	32%